

令和8年第2回
教育委員会定例会
会議録

令和8年2月9日

学校教育部 教育総務課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和8年第2回教育委員会定例会	
開催日時	令和8年2月9日（月） 開会時刻午後2時00分 閉会時刻午後2時58分	
開催場所	朝霞市役所 401会議室	
出席者の職・氏名	別紙のとおり	
欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項	一部非公開	

令和8年2月9日(月)
午後2時00分から
午後2時58分まで
朝霞市役所401会議室

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認・訂正
- 4 教育長月間行事の承認
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 市長からの意見聴取
- 7 議 案 の 審 議
- 8 そ の 他
- 9 閉 会 宣 言

出席者

教 育 委 員 会 教 育 長	二 見 隆 久
教育委員会教育長職務代理者	平 木 倫 子
教 育 委 員 会 委 員	高 橋 松 久
教 育 委 員 会 委 員	森 島 史 枝
教 育 委 員 会 委 員	上 野 正 道

説明のための出席者

学 校 教 育 部 長	福 士 昌 三
生 涯 学 習 部 長	奥 山 雄 三 郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関 口 豊 樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	堀 川 政 昭
教 育 管 理 課 長	横 瀬 修 克
教 育 指 導 課 長	手 島 牧 子
学 校 給 食 課 長	星 加 敏 昭
文 化 財 課 長	藤 原 真 吾
中 央 公 民 館 長	大 瀧 一 彦
図 書 館 長	増 田 潔

事務局

教育総務課主幹兼課長補佐	河 本 幸 雄
教育総務課教育総務係長	佐 藤 卓
教育総務課教育総務係主任	馬見塚 由 子

欠席者 なし

(会議議題)

◎ 教育長報告事項

- ①朝霞市小・中学校教職員のテレワークの本格施行について
- ②いじめに関する調査結果について
- ③第50回朝霞市小・中学校図工美術展について
- ④令和7年度朝霞市ふれあい推進事業について
- ⑤令和8年度学校給食費（案）について
- ⑥令和7年度第4回朝霞市学校給食運営審議会について
- ⑦令和8年朝霞市成人の日記念式典について
- ⑧東京2025デフリンピック表彰・報告会について

◎ 市長からの意見聴取

議案第6号 令和8年度（2026年度）朝霞市一般会計予算〈教育委員会関係分〉について

議案第7号 令和7年度（2025年度）朝霞市一般会計補正予算（第7号）〈教育委員会関係分〉について

議案第8号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 朝霞市機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

◎ 提出議案

議案第10号 朝霞市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

議案第11号 朝霞市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

議案第12号 朝霞市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

議案第13号 第3期朝霞市教育振興基本計画の決定について

議案第14号 朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて

議案第15号 入学準備金貸付決定について

議案第16号 学校歯科医の解職と委嘱について

議案第17号 学校医の解職と委嘱について

議案第18号 学校薬剤師の解職と委嘱について

議案第19号 朝霞市立小・中学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

(資料一覧)

令和8年第2回教育委員会定例会日程

教育長月間行事（1月実績、3月予定）

朝霞市小・中学校教職員のテレワークの本格施行について

いじめに関する調査結果について

第50回朝霞市小・中学校図工美術展について

令和7年度朝霞市ふれあい推進事業について

令和8年度学校給食費（案）について

令和7年度第4回朝霞市学校給食運営審議会について

令和8年朝霞市成人の日記念式典について

東京2025デフリンピック表彰・報告会について

令和8年度（2026年度）朝霞市一般会計予算〈教育委員会関係分〉について

令和7年度（2025年度）朝霞市一般会計補正予算（第7号）〈教育委員会関係分〉について

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
朝霞市機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例
朝霞市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
朝霞市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則
朝霞市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程
第3期朝霞市教育振興基本計画の決定について
朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて
入学準備金貸付決定について
学校歯科医の解職と委嘱について
学校医の解職と委嘱について
学校薬剤師の解職と委嘱について
朝霞市立小・中学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
受験生応援！公民館等で学習スペースを提供します
地区公民館、総合体育館で学習スペースを提供します

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会宣言

○二見教育長

ただいまから令和8年第2回朝霞市教育委員会定例会を開きます。

◎2 会議録署名委員の指名

○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、高橋委員にお願いしたいと存じます。

◎3 会議録の承認・訂正

○二見教育長

次に、会議録の承認でございます。

令和8年第1回教育委員会定例会の会議録について、追加、訂正等があればお申し出いただきたいと思っております。

追加、訂正がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

異議がございませんので、原案のとおり承認することといたします。

次に、本日の議事でございますが、教育長報告事項が8件、市長からの意見聴取が4件、提出議案が10件でございます。

なお、本日の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に該当するものはございませんでした。

さて、ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。教育長報告事項の2点目「いじめに関する調査結果について」、並びに議案第15号「入学準備金貸付決定について」につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、また、議案第6号から第9号までの「市長からの意見聴取」につきましては、市議会提出前の検討中の内容であることから、朝霞市情報公開条例第7条第1項第4号に規定する非公開情報に該当いたします。

非公開情報につきましては、市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針第8条第1項により、会議を非公開とすることができることになっております。

従いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることを御提案します。

また、議案第6号から第9号につきましては、市長から市議会に議案が提出され、公開できる時期になりましたら、資料及び会議録を公開することとしてよろしいか、併せて伺います。

なお、会議を非公開にするには、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合

でございます。これより、採決いたします。教育長報告事項2点目並びに議案第6号から第9号及び第15号につきまして、議事を非公開とすること、また、議案第6号から第9号につきましては、資料及び会議録を所定の時期に公開することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、教育長報告事項2点目並びに議案第6号から第9号及び第15号につきましては、議事の最後に非公開で行うこととします。議案第6号から第9号につきましては資料及び会議録を所定の時期に公開することに決めます。

◎4 教育長月間行事の承認

○二見教育長

次に、教育長月間行事の承認に入ります。令和8年1月の教育長月間行事実績及び令和8年3月の教育長月間行事予定につきましては、配付資料のとおりとなります。

これらの行事につきまして、御異議ございませんか。

異議がございませんので、教育長月間行事を資料のとおり承認することにいたします。

◎5 教育長の報告

○二見教育長

次に、教育長の報告に入ります。

教育長報告事項のうち、6点目及び8点目につきましては、担当からの説明を省略します。

1点目から5点目及び7点目の説明後に、質疑応答に入ることといたします。

それでは、教育長報告事項1点目につきまして、説明をお願いします。

教育管理課長。

○説明員・横瀬教育管理課長

教育長報告事項の1点目、朝霞市立小・中学校教職員テレワークの本格施行につきまして、教育管理課から御報告申し上げます。

本件につきましては、昨年御報告いたしましたとおり、学校における働き方改革の推進及び教職員の業務改善・負担軽減を目的として、令和7年7月1日から令和8年3月31日までの期間、朝霞市立小・中学校においてテレワークの試行期間としております。

試行期間中においては、校務の効率化等、一定の効果が確認されるとともに、学校運営やサービス管理の面における課題についても検証を行ってまいりました。

これらの結果を踏まえ、教職員のサービス規律の確保及び教育活動への影響が生じないよう留意した上で、令和8年4月1日から、本格施行することといたしました。

なお、本格施行にあたりましては、試行実施の内容を基本としつつ、実施期間に春季休業日を加え、全長期休業日とするとともに、テレワークの利用可能日数を1年度につき通算10日以内、かつ1月につき5日以内とするなど、所要の改正を行った要領に基づき、運用することとし

ております。

今後につきましては、校長の適切な管理のもとでの運用を徹底するとともに、学校現場の実情や制度の運用状況を踏まえ、見直しや改善が必要と認められる場合には適切に対応しながら、教職員の働き方改革の推進に取り組んでまいります。以上でございます。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項3点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長。

○説明員・手島教育指導課長

教育長報告事項3点目、「第50回朝霞市小・中学校図工美術展」について、教育指導課より御報告申し上げます。

1月10日（土）及び11日（日）の両日、午前9時より午後4時30分まで、第50回朝霞市小・中学校図工美術展を開催いたしました。

本美術展では、児童生徒の作品を展覧会等へ出品する機会を増やすため、埼玉県小中学校児童生徒美術展への出品者とは別の児童生徒の作品を展示しております。

各校の出品数及び両日の来場者数は資料を御覧ください。

本美術展の1月開催については、今後も継続する方向で考えております。また、来年度につきましても、中央公民館の工事の影響で朝霞市産業文化センターでの開催を予定しており、1月9日（土）、10日（日）での開催を予定しております。

なお、来年度も日程上3連休中での開催予定ですが、美術展に向けての各校の準備の負担も考慮し、土曜日・日曜日の2日間のみ開催で考えております。

また、埼玉県小中学校児童生徒美術展北足立南地区展につきましては、1月24日（土）及び25（日）に無事開催されましたことも併せて御報告いたします。以上です。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項4点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長。

○説明員・手島教育指導課長

教育長報告事項4点目、令和7年度朝霞市ふれあい推進事業について御報告申し上げます。

各中学校区での事業概要は、資料のとおりでございます。

市内全体の参加者数は、6,107名となりました。

本事業のねらいである学校・家庭・地域の交流と連携をさらに深められるよう各校区の実態に応じた取組を実施していけるよう今後も支援してまいります。以上でございます。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項5点目につきまして、説明をお願いします。

学校給食課長。

○説明員・星加学校給食課長

学校給食課より、令和8年4月からの学校給食費について、御説明申し上げます。

はじめに、国の動向についてですが、文部科学省から県を通じて、令和7年12月22日に学校給食費の抜本的な負担軽減についての正式な通知がございました。

内容といたしましては、令和8年4月からの小学校の給食費について、国・県から月額5,200円が支援されるとの内容でございます。

学校給食課では、市長部局や近隣市と調整を行った結果、令和8年4月からの小学校の給食費に関して、現在の6,000円との差額分の800円については、保護者の皆様に御負担いただくことで当初予算案を作成しました。

また、中学校の給食費につきましては、小学校の給食費との格差が大きくなることから、現在の給食費6,800円の半額にあたる3,400円について市が支援を行い、保護者負担額を3,400円とすることで当初予算案を計上しております。

この内容につきましては、2月2日に開催された、総合教育会議におきまして、市長から意見を求められ、委員の皆様からの御意見も頂戴したところでございます。

総合教育会議では、市長部局との調整の結果、学校給食課の令和8年度当初予算案をベースに、令和8年3月に開催される市議会定例会に上程する方向で検討を行うこととなりました。

これを受けて、令和8年2月3日に、来年度からの給食費の保護者負担を、市議会定例会に上程することについて、市内小中学校の全ての保護者へ周知することとし、市長決裁にて御承認をいただいたところでございます。

また、周知につきましては、同日、保護者用連絡ツール（テトル）を用いて実施いたしました。

内容といたしましては、お配りしたチラシと説明動画を配信しております。

それでは、説明動画を御覧いただきたいと存じます。

この動画につきましては、YouTubeを用いて、テトルで配信したURLからのみ視聴できる形式で配信しております。今後、議案の提出日等、適切な時期に、市のホームページやSNS等を通じて、広く周知してまいりたいと考えております。

学校給食課からの説明は以上でございます。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項7点目につきまして、説明をお願いします。

生涯学習部次長。

○説明員・堀川生涯学習・スポーツ課長兼生涯学習部次長

教育長報告事項7点目、令和8年朝霞市成人の日記念式典について御報告いたします。本年度の成人の日記念式典につきましては、令和8年1月12日月曜日の祝日、午後1時30分～2時30分で朝霞市民会館（ゆめぱれす）大ホールで開催し、921人の方に御参加いただきました。

今回も会場の定員数を考慮し、ライブビューイング会場を設置するほか、初めての試みとし

て、記念撮影等に使用していただくためのフォトブース会場を用意しました。

式典で参加者に配布した記念誌の編集や当日の式典運営等には、市内各中学校から推薦され、本人及び保護者から承諾をいただいた「記念誌編集委員」の10名に携わっていただき、準備から当日まで当事者としての意見を出し合いながら、熱心に取り組んでいただきました。

また、今回も東洋大学管弦楽団の生演奏とともに和やかな雰囲気で行進され、大きなトラブルもなく無事終了することができました。

来年の式典につきましても、二十歳の門出を祝うよき日として記憶に残るものとなるよう、また、滞りない運営となるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○二見教育長

教育長報告事項についての説明が終了となりました。それでは、非公開とされた、2点目以外の報告事項について、御質問をお受けします。森島委員。

○森島委員

教育長報告事項7点目、成人の日記念式典についてです。当日参加させてもらい、和やかな雰囲気でもとてもよかったと思います。ライブビューイング会場の設置についてはどのような利用状況だったのか、また、記念撮影等のためのフォトブース会場がどのように利用されていたのか教えてください。

○二見教育長

生涯学習部次長。

○説明員・堀川生涯学習・スポーツ課長兼生涯学習部次長

ライブビューイング会場は、昨年と同様、新館1階のリハーサル室に会場を設けました。来場者数としては8名ほどにお越しいただきました。記念撮影ですが、同じリハーサル室を成人の日記念式典が終わった後に、記念撮影のデコレーションをしてお待ちしていたのですが、導線がうまくつながっていなかったため、なかなかそちらまでお越しいただくことが、呼び込みも含めてできなかったため、会場から直接リハーサル室に行けるような導線を確保して、来年はフォトブース会場をやるかを含めて改善をしたいと思っています。

○二見教育長

ほかにごございますか。

○森島委員

もう1点いいでしょうか。

○二見教育長

はい。森島委員。

○森島委員

成人式が終わった後、出口のところで新成人がぎゅうぎゅう詰めになっている時間がかかりあったので、駐車場を開放するなど、そこを改善する対策ができるのもっといいのかなと思ったのですが。

○二見教育長

生涯学習部次長。

○説明員・堀川生涯学習・スポーツ課長兼生涯学習部次長

おっしゃるとおり、出口の所でかなり固まってしまっていました。記念撮影会場になかなか来ていただけないので、芝生の所にぼぼたんを呼んで、そこで記念撮影をしていたのですが、通行止めにしてあったホールから直接新館に行ける通路を開放すると、記念撮影の会場に直接行けるようになるので、そちらに分散することができますから、今の御意見を踏まえて来年度は導線を考えたいと思います。

○森島委員

ありがとうございます。

○二見教育長

ほかにございますか。高橋委員。

○高橋委員

同じく成人式のことなんですが、ロータリー、車をつけられるところがありますよね。元気がいい子がかんりの勢いで車を吹かしながら入ってきてしまって、通行人の挙動が乱れるくらいの速度だったので、人だけしか入れないようにするなど何か対策を考えた方が危なくないかなと思います。突っ込んでからでは遅いので。

○二見教育長

生涯学習部次長。

○説明員・堀川生涯学習・スポーツ課長兼生涯学習部次長

私自身、記念式典に参加するのが2回目なのですが、前回も同様のことがあって、開催にあたり事故が起こることが一番よくないので、対策を取りたいと思います。

○二見教育長

ほかにございますか。平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

教育長報告事項4点目、ふれあい推進事業についてですが、こちらを見ますと朝霞第一中学校校区、ふれあい推進事業の小学生の参加人数が27名ということで、一中校区は一小四小六小と3校ございますが、それを考えるとあまりにも少ないのかなと。こちらの趣旨を考えますと、先ほどの説明であったように学校家庭地域の交流ということですので、今年は終わってしまいましたが、来年に向けて何か考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○二見教育長

手島教育指導課長。

○説明員・手島教育指導課長

明日、ふれあい推進事業のまとめの会議もございますので、各校区から出てきた反省事を含めて、この参加人数も視野に入れながら目的に沿った内容となるように改善を図っていきたいと思

います。

○平木教育長職務代理者

よろしく願いいたします。

○二見教育長

ほかにございますか。平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

教育長報告事項の5点目、学校給食費（案）について、先ほど動画を見せていただきましたが、動画を公開して問い合わせなどはありましたでしょうか。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・星加学校給食課長

1点問い合わせがございました。内容としては小学校の給食費800円について、国はもともと給食費無償化と言っていたので、無償化すべきではないかという御意見でしたが、それ以外につきましては特に御意見はいただいていないところです。

○二見教育長

よろしいですか。ほかに御質問ございますか。森島委員。

○森島委員

教育長報告事項4点目のふれあい推進事業にもう一度戻ってしまうのですが、第二中学校区が今回第七小学校開催ということで、八小四中や三小五中は2校だけでやっているというのもあると思うのですが、第二中学校区においては二小七小九小二中と4学校あって、二小と七小ではだいぶ距離が離れている。そういう中でなぜ第七小学校開催になったのかという疑問があるので、明日ふれあい推進事業のまとめの会議があるということで、そちらでも聞いていただければいいかなと思います。

○二見教育長

今年は4校の中の当番校が七小になっていて、今までは当番校がどこであっても二中開催だったのが、七小のPTA会長の方から七小が担当なので七小でやるとなっていて決められたということで、その辺あまり周りに相談がなく、町内会にも相談がなく決められたと言っていました。七小開催だから七小という経緯だと思います。

ほかに御質問ございますか。森島委員。

○森島委員

各学校に学校運営協議会が設置されていて、そこの方々は地域の方たちだと思うのですが、ふれあい推進事業も保護者や地域の方との交流というのが目的にもあるので、学校運営協議会の方々が今回のふれあい推進事業にどのような形で参加されているのか、分かれば知りたいなと思います。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・手島教育指導課長

ふれあい推進事業の実行委員会委員を学校運営協議会委員の方が兼ねているケースも学校によってはございますが、必ずそのメンバーに入っている学校区ばかりではないので、学校運営協議会の中で、意図やイベントについての概要を説明していただく、話題にさせていただくということが今後は必要になってくるのではないかと考えております。

○森島委員

ありがとうございます。

○二見教育長

よろしいですか。ほかに御質問ございますか。

それではほかに御質問がないようですので、これで教育長の報告を終わります。

◎7 議案の審議 議案第10号 朝霞市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

議案第11号 朝霞市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

議案第12号 朝霞市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

はじめに、今回提出しております議案第10号から議案第12号までにつきましては関連がございますので、提案理由の説明を一括で行ったのち、各議案の質疑を行いたいと存じます。

それでは、議案第10号から議案第12号までの提案理由につきまして、説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第10号から議案第12号までは、関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

各議案の改正内容につきましては、職員の職名について、「専門員」を「副主幹」に改めるものでございます。

なお、この改正につきましては、令和8年4月1日から施行したいと考えております。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それではまず、議案第10号「朝霞市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」につきまして質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第10号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○二見教育長

次に、議案第11号「朝霞市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則」につきまして質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○二見教育長

次に、議案第12号「朝霞市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程」につきまして質疑をお願いします。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第12号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎7 議案の審議 議案第13号 第3期朝霞市教育振興基本計画の決定について

○二見教育長

次に、議案第13号「第3期朝霞市教育振興基本計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第13号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、第3期朝霞市教育振興基本計画について議決を求めるものでございます。

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市における教育振興の施策に関する基本的な計画であり、国及び埼玉県教育振興基本計画を参酌しつつ、本市全般の総合的な計画である第6次朝霞市総合計画の見直し内容を踏まえた、教育行政分野における計画でございます。

計画期間は、第6次朝霞市総合計画前期基本計画に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間としています。

策定までの経過でございますが、学識経験者や公募市民等で構成される朝霞市教育振興基本計画策定委員会を設置し、市民コメントの実施を含め、4回にわたり検討を行い、令和8年1月14日に計画案が教育委員会に答申されたものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いします。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第13を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎7 議案の審議 議案第14号 朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

議案第14号「朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第14号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市教育委員会表彰の被表彰者の決定に関するものでございます。

朝霞市教育委員会では、本市の教育、学術及び文化の振興発展に貢献した個人又は団体を表彰しております。

今回は、10年以上学校内科医として本市学校保健の維持・増進に功績のあった者として1件、10年以上生涯学習又は青少年育成の活動の推進・発展に寄与し、市民の模範となる個人として2件、児童生徒で学業等各種大会において優秀な成績を収めた個人として15件を被表彰候補者とさせていただきました。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いします。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第14を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎7 議案の審議 議案第16号 学校歯科医の解職と委嘱について

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

議案第16号「学校歯科医の解職と委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第16号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、学校歯科医の解職及び委嘱を行うものでございます。

朝霞第一小学校の学校歯科医である保崎輝夫氏、小松弥生子氏及び朝霞第五中学校の学校歯科医である吉澤禎氏が令和8年3月31日をもって辞任する旨の届けが提出されたことに伴い、朝霞地区歯科医師会からの推薦に基づき、朝霞第一小学校の学校歯科医として、澤田昭仁氏、青山智美氏及び朝霞第五中学校の学校歯科医として青木隆慶氏を委嘱するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いします。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第16を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎7 議案の審議 議案第17号 学校医の解職と委嘱について

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

議案第17号「学校医の解職と委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第17号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、学校内科医の解職と委嘱を行うものでございます。

朝霞第一小学校の学校内科医である塩味善作氏及び朝霞第二小学校の学校内科医である浅野修氏が令和8年3月31日をもって辞任することに伴い、朝霞地区医師会からの推薦に基づき前田修司氏を朝霞第一小学校、明石真和氏を朝霞第二小学校の学校内科医として委嘱するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いします。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第17を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎7 議案の審議 議案第18号 学校薬剤師の解職と委嘱について

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

議案第18号「学校薬剤師の解職と委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第18号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、学校薬剤師の解職及び委嘱を行うものでございます。

朝霞第四中学校の学校薬剤師である藤本広子氏が令和8年3月31日をもって辞任する旨の届けが提出されたことに伴い、朝霞地区薬剤師会からの推薦に基づき、朝霞第四中学校の学校薬剤師として、成島まり子氏を委嘱するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いします。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第18号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎7 議案の審議 議案第19号 朝霞市立小・中学校教職員の業務量管理・健康確保措置
実施計画の策定について

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

議案第19号「朝霞市立小・中学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第19号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市立小・中学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容は、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」が改正され、令和8年4月1日から施行されることにより、教育委員会に対し、教職員の業

務量の適切な把握・管理及び健康確保のための措置を体系的に定めた計画を策定し、公表するとともに、その実績を検証・改善することが法的に義務付けられました。

これを受け、本市においても、これまで進めてきた教職員の働き方改革の取組を踏まえつつ、改正給特法に基づく法定計画として、「朝霞市立小・中学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画（令和８年度～令和１０年度）」を策定するものです。

本計画は、教職員の長時間勤務の縮減、業務負担の偏在や属人化の解消、心身の健康確保を図るとともに、教育の質の指示・向上を目的として、数値目標及び具体的な取組内容、推進体制等を定めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いします。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第１９を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手総員です。よって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

◎８ その他

○二見教育長

次に、その他に入ります。

非公開とされました案件以外で、事務局又は委員の皆様から何かございますか。

中央公民館長。

○説明員・大瀧中央公民館長

この場をお借りして昨年１２月から実施しております新規事業、受験生応援学習スペースの提供について御説明させていただきます。

資料１を御覧ください。現在市では受験生などを応援するため、市内の公民館や総合体育館の空いている部屋を学習スペースとして提供しております。提供期間は令和７年１２月２２日月曜日から令和８年２月２８日土曜日までとしております。また、提供場所は地区公民館と総合体育館で、提供時間は午後３時から８時までとなっております。

次に資料②を御覧ください。主な公募としましては、市内公立中学校の生徒さんにはこのチラシを配布し、二次元コードから市ホームページに掲載している各施設の提供数や日時を記載したカレンダーを見て御利用いただけるよう御案内しています。これまでの利用状況といたしまして総合体育館、東朝霞公民館が比較的多い状況となっております。全体で１２月が延べ８９人、１月が３４４人となっております。以上でございます。

○二見教育長

ただいまの件で何かございますか。平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

受験生応援ということですが、受験生以外も利用できますか。

○説明員・大瀧中央公民館長

受験生以外でも利用いただいて構いません、社会人や小学生の方でも御希望があればお受けしております。

○平木教育長職務代理者

ありがとうございます。

○二見教育長

ほかに何かございますか。

それでは、これ以外にその他で何かございますか。

よろしいでしょうか。それでは、その他を終了します。

この際、暫時休憩といたします。これからの会議を非公開といたします。

暫時休憩

◎6 市長からの意見聴取 議案第6 令和8年度（2026年度）朝霞市一般会計予算〈教育委員会関係分〉について

○二見教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

はじめに、議案第6号「令和8年度（2026年度）朝霞市一般会計予算〈教育委員会関係分〉について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第6号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

歳入の概略から御説明申し上げます。6ページを御覧ください。

第15款使用料及び手数料の第7目教育使用料は、行政財産使用料や総合体育館をはじめとする施設等の使用料収入で、6,431万円を見込んでおります。

次に、第16款国庫支出金 第5目教育費国庫補助金は第十小学校の大規模改修工事にかかる学校施設環境改善交付金、中学校学校給食費保護者負担軽減にかかる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など、4億7,931万1千円を見込んでおります。

第17款県支出金第6目教育費県補助金では、公立学校情報機器整備事業費補助金として小中学校のGIGAスクール端末リプレイスにかかる補助金を小学校3億3,369万6千円、中学校が9,874万3千円を見込んでおります。

第19款寄付金は、中央公民館プラネタリウムに対するクラウドファンディングとして223万8千円を見込んでおります。

そのほか、財産貸付収入、学校給食費受入金、教育費貸付金収入、博物館書籍頒布代などの雑入をそれぞれ見込んでおります。

続いて、歳出について申し上げます。8ページを御覧ください。

教育費全体としては、前年比27.9パーセント増の60億2,149万円を計上しております。

このうち学校教育部所管について申し上げます。

10ページ、小学校の学校管理費では、小学校施設改修事業において、朝霞第十小学校の改修工事や屋内運動場の照明LED化工事を行うほか、小学校コンピューター整備事業において、GIGAスクール端末を更新する経費を計上しております。

14ページからの中学校の学校管理費では、中学校施設改修事業において、第三中学校において少人数学級により不足する教室の転用工事を実施するほか、小学校と同様にGIGAスクール端末を更新する経費を計上しております。

17ページからの教育管理費では、入学準備資金や奨学金貸付金を貸付するための経費を計上しております。

小学校及び中学校の教育扶助事業においては、国の要保護児童生徒援助費補助金の単価引き上げに伴い、就学援助費の新入学学用品費や特別支援教育就学奨励費の修学旅行費について、単価の引き上げを行ってまいります。

21ページからの教育指導費では、子ども相談室やさわやか相談室において児童生徒や保護者への相談を実施し、いじめや不登校などへの対策を行うほか、市内小学校1校の校内教育支援センターに支援員2名を配置するための経費を計上しております。

26ページからの学校給食費では、小学校については、国の学校給食費の抜本的な負担軽減により月5,200円を国及び県が負担し、保護者負担としては月800円となります。中学校については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、半額の月額3,400円を保護者負担とし、負担軽減を図ってまいります。

また、浜崎学校給食センターの空気調和設備増設工事や溝沼給食センターの会議室空気調和設備の改修を行います。

次に、生涯学習部所管について申し上げます。29ページからの生涯学習費では、芸術・文化活動の成果の発表や交流の機会を設けることにより市民文化の振興・支援を行います。また、放課後子ども教室事業において、居場所提供型放課後子ども教室を引き続き実施するほか、プログラム提供型放課後子ども教室は、夏休み期間中の需要が高いことから、開催校と開催回数を拡充するとともに、実証実験として、プレーパークを実施します。

32ページからのスポーツ振興費では、ロードレース大会の改善を図るため、記録計測等の業務委託を実施するほか、市民スポーツ大会をはじめとした各種スポーツ事業の実施を通じて、社

会体育及びスポーツの振興を図ってまいります。

36ページの公園体育施設費では、中央公園野球場劣化状況調査を行うほか、中央公園陸上競技場非常放送設備改修工事を行ってまいります。

36ページからの公民館費では、中央公民館長寿命化改修工事や改修工事に合わせて備品を購入するほか、プラネタリウム用のパソコン及びプロジェクターを更新する費用を計上しております。

46ページからの図書館費では、図書資料の整備充実を図り、本に親しむための各種イベントを開催してまいります。

49ページからの文化財保護費では、市内の文化財の保護や多面的な活用を通じて、郷土の歴史や文化への理解と認識を深め、市民の生涯学習機会の充実に努めてまいります。

53ページからの博物館費では、丸沼芸術の森コレクション展や企画展を実施するほか、展示用照明LED化改修工事を行ってまいります。

最後に60ページからは令和8年度における教員委員会の新規拡充事業を掲載してまいります。

説明は以上でございます。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、議案第6号についての質疑をお願いします。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

「議案第6号」に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第6号」については、同意することといたします。

◎6 市長からの意見聴取 議案第7 令和8年度(2026年度)朝霞市一般会計予算〈教育委員会関係分〉について

○二見教育長

次に、「議案第7号 令和7年度(2025年度)朝霞市一般会計補正予算(第7号)〈教育委員会関係分〉について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第7号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

今回の補正予算について、まず、歳入でございますが、

第16款国庫支出金につきましては第3目教育費国庫負担金で公立学校施設災害復旧費負担金

を計上しているほか、第5目教育費国庫補助金において、新たに訓練交付金を計上しております。このほか、第19款「寄附金」につきましては、指定寄附金として、「教育費寄附金」を計上しております。

続きまして、歳出でございますが、歳入の補正にあわせて財源の振替を行ったほか、第6項社会体育費第1目スポーツ振興費においてスポーツ用品購入費を計上しております。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、議案第7号についての質疑をお願いします。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

「議案第7号」に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第7号」については、同意することといたします。

◎6 市長からの意見聴取 議案第8 令和8年度(2026年度)職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

○二見教育長

次に、「議案第8号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第8号の提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、職員の仕事と家庭の両立支援のため、部分休業の対象外となる小学校1年生から3年生までの子を持つ職員が、部分休業と同様に取得できる休暇として「子育て時間」を新設するものでございます。

なお、この改正につきましては、令和8年4月1日からの施行を予定しております。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、議案第8号についての質疑をお願いします。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

「議案第8号」に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第8号」については、同意することといたします。

◎6 市長からの意見聴取 議案第9 朝霞市機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

○二見教育長

次に、「議案第9 朝霞市機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第9号の提案理由の説明を申し上げます。

「議案第9号 朝霞市機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例」でございます。

改正内容につきましては、令和8年4月1日の機構改革の実施に伴い、課等の名称を改正する条例をまとめ、整理したものでございます。

なお、本条例につきましては、令和8年4月1日からの施行を予定しています。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、議案第9号についての質疑をお願いします。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

「議案第9号」に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第9号」については、同意することといたします。

この際、暫時休憩といたします。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項ただし書の規定により非公開】

◎5 教育長の報告 ②いじめに関する調査結果について

◎7 議案の審議 議案第15号 入学準備金貸付決定について

◎9 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これをもちまして、令和8年第2回朝霞市教育委員会定例会を終わります。

本日はお疲れ様でございました。